

児童発達支援および放課後等デイサービス事業所 における自己評価結果等の公表及び届出に係る留意事項

児童発達支援ガイドライン（平成 29 年 7 月 24 日障発 0724 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び放課後等デイサービスガイドライン（平成 27 年 4 月 1 日障発 0401 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を熟読の上、以下の手順により手続きを行うこと。

1 自己評価及び公表の手順等

(1) 自己評価等

① 保護者等による評価

保護者に対する「保護者等向け評価表」によるアンケート調査、集計。

② 職員による自己評価

事業所職員による「事業者向け自己評価表」による自己評価、集計。

③ 事業所全体による自己評価

①、②を踏まえた職員全員による討議、討議結果の記録・共有、事業所全体としての自己評価及び改善目標の設定。

(2) 公表

1 (1) の自己評価結果等をおおむね 1 年に 1 回以上インターネット等で公表。なお、公表の方法は、インターネットを利用する方法が望ましいが、インターネットでの公表が困難な場合には、紙媒体の事業所内での掲示、保護者等への配布等による方法でも可。

(3) 支援の改善

評価結果を踏まえて立てた改善目標に沿って支援内容を改善。

2 県への届出

(1) 届出時期

① 毎年度 4 月末までに、前年度の自己評価結果等の公表等について、県に届出を行うこと。

※ 前年度に届出を行った事業所についても届出する必要。

② 年度途中で新規指定を受けた事業所については、指定年月日から 1 年以内に自己評価結果等の公表等を行い、県に対し届け出ること。また、①に記載のとおり、毎年度の届出については原則 4 月末が届出期限となることから、次年度以降は 4 月末までに届出ができるよう実施時期の調整に努めること（※）。

※ 令和 4 年 9 月 1 日指定事業所の場合

【1 年目】令和 5 年 8 月までに自己評価結果等の公表・届出

【2 年目】令和 6 年 3 月に自己評価結果等の公表等を行い、4 月末までに届出

(2) 届出様式

① 自己評価結果報告書

② 自己評価結果の公表内容が分かる書類（任意様式）※自己評価結果未実施の場合を除く

(3) 届出に関するその他の留意点

① 合理的な理由等により、1 年以内に自己評価結果等の公表等を実施していない場合、定められた期限内に、自己評価結果報告書内の所定欄に「実施していない合理的な理由」「実施予定日」を記載の上、届け出ること。なお、自己評価結果等の公表等の実施後は、すみやかに自己評価結果の公表内容が分かる書類（任意様式）を県に届け出ること。

② 自己評価結果等の公表等が未実施の場合（①の場合を除く）、実施済みであるが県への届出が行われなかった場合等には、自己評価結果等未公表減算（所定単位数の 15%）が適用される。

※ 具体的な減算開始日

・ 令和 5 年 4 月末日までに届出が必要な事業所：令和 5 年 4 月 1 日から減算

・ 年度途中で新規指定を受けた事業所：指定を受けた日から 1 3 か月目の 1 日から減算